

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

別添様式2

公表日:令和 6 年 2 月 29 日

事業所名:IPPO ジュニア

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価				コメント				
			はい	どちらともいえない	いいえ	わからない					
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	運動療育、学習支援、余暇の提供、それぞれに十分なスペースを確保しています。	15	1							
	2 職員の適切な配置	適切な職員配置を行っています。	16								
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	次にすべき行動を、視覚支援を用いて示しています。運動療育スペースをカーテンで仕切り、学習机はパーティションありのものを使用するなど、より集中できる環境をつくっています。	14			2					
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	手洗い・うがい、手指消毒を徹底しています。室内は空気清浄機や除菌アイテムの設置を行っております。	15			1					
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	業務終了後に振り返りミーティングを行っています。	/								
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	第三者の外部評価は行っておりません。今後、第三者委員会を設置する予定です。									
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	適宜、施設内研修を実施しています。									
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	各職員と保護者の意見を取りまとめ、将来を見据えた多角的な視点で支援計画を立てるよう工夫しています。	16								
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	適宜、グループ内児童発達支援管理責任者でのミーティング・研修を実施し、個別活動と集団活動における意義の理解し、各児童に適切な支援計画の立案について工夫を促しています。									
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	各職員と保護者の意見を取りまとめ、個別支援計画書に支援項目・目標・支援内容を記載しています。	16								
	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	個別支援計画書の支援内容をもとに支援を実施し、適宜評価を行っています。	14			2					
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	職員全員で活動プログラムを立案し、ミーティング等にて最終決定しています。	/								
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	休日や長期休暇時は、工作やクッキングなどの室内イベントを多く実施し、調理の経験や、ルールの学習を行っています。また、宿題など学習の時間を設け、帰宅後の自由時間確保にも努めています。									
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	イベント内容や運動療育など活動プログラムの内容、実施日を記録し、似ている内容が続かないように工夫しています。						11	2		3
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	シフト表、送迎表を活用しながらミーティングを行い、確認作業を徹底しています。	/								
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	サービス提供時間終了後、当日通所した児童について振り返りミーティングを行い、翌日以降の支援に活かしています。									
	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	日々ミーティングした内容を児童ごとにまとめ、前回の様子をすぐに確認できるよう、管理しています。また、適宜併用利用事業所と情報共有を行い、支援の検証・改善に努めています。									
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	半年に一度、計画見直しを徹底しています。各職員と保護者の意見を取りまとめ、多角的な視点で支援計画を作成しています。	/								
1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	対象者がいれば、児童発達支援管理責任者が参画し、職員に情報共有を行います。										
2 【医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合】地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	該当なし										
3 【医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合】子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	該当なし	/									
4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	対象者がいれば情報共有を行います。										
5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供	グループ内の放課後等デイサービス事業所や就労支援事業所と連携をとり、各児童の将来を見据えた支援を行っています。また、適宜社会参加に向けた取り組みも行っていきます。										
6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	適宜外部研修に参加し、職員に情報共有を行っています。	/									
7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	今後、交流の機会が提供できるよう進める予定です。						2		3	11	
8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	盆踊り、ふれあい祭りなど地域主催の行事へ参加しております。						/				

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価				コメント
			はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	契約書・重要事項説明書にて、説明しております。	16				いつも情報共有ありがとうございます。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	個別支援計画書にて、説明しております。	16				
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	今後、実施する予定です。	6	4	1	5	勉強会や交流会などを開いて、保護者同士の繋がりが持てたらうれしい。
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	できたことだけでなく、もう少しでできそうなこと、普段と違った様子など細かな変化をお伝えするように心がけています。	15	1			
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	適宜、実施しております。	11	2		3	これからもいろんなことを相談しながら子どもと一緒にサポートしてほしい。 送迎などで情報共有はできているけど、半年に1回くらいは面談があってもいいかも。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	現在、父母の会活動支援、保護者会の開催はできていません。 今後、実施を予定しております。	1	2	7	5	
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情相談窓口を設置しており、適宜迅速に対応しています。	12	1		2	
	8 障害のある子どもや保護者との意思疎通や情報伝達のための配慮	児童に対しては、静かな場所で話すなど、落ち着いて話ができ、話を聞ける環境をつくっています。 保護者の方に対しては、職員間での記録・情報共有ルールを設け、伝達漏れが起こらない工夫をしています。	15				
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	Instagramやホームページにて活動概要をアップしております。 今後、会報誌の作成も検討中です。	13	1		1	
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	定期的に職員へ周知徹底し、厳重に管理しています。	15				
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	口頭での周知は行っているが、十分ではないと感じています。 書面を作成し、周知徹底する予定です。	12			3	
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	年に2回の避難訓練・消火訓練、年1回の通報訓練を実施し、状況に応じて防災訓練を行っています。	11			4	
	3 虐待を防止するための職員研修機種の確保等の適切な対応	新入社員には入社直後、既存職員には年に2度の虐待防止研修を実施しております。					
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	対象者がいれば計画書への記載を行います。					
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	医師の指示書まではいただいってませんが、病院の研修等に参加し知識等の情報を得ています。					
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	ヒヤリハット事例集を作成し、日々共有しています。					